

# エコアクション21地域運営委員会規程

大阪府中小企業団体中央会

「エコアクション21地域事務局 大阪府中小企業団体中央会」認証・登録制度実施要領  
1. 2に規定するエコアクション21地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）  
の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) エコアクション21 認証・登録制度実施要領
- (2) 地域運営委員会規程
- (3) 地域判定委員会規程
- (4) その他の規程
- (5) その他エコアクション21 認証・登録制度の運営に関する重要事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域運営委員会は5人以上7人以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、大阪府中小企業団体中央会会長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の有識者
- (2) 事業者関係団体、環境保全関係団体の有識者
- (3) 環境保全に関する学識者
- (4) エコアクション21 審査人

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。また、補欠のため選出された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域運営委員会の開催）

第5条 地域運営委員会は、委員長が招集し、その議長を務める。

- 2 地域運営委員会は、原則として年1回以上開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった当該議事及び議決について、書面または代理人（原則として他の地域運営委員とする。）をもって議決に加わることができる。この場合において、代理人が代理することができる委員の数は1人とし、代理権を証する書面を委員長に提出しなければならない。あらかじめ書面により意思を表示した者及び代理人は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（委員手当）

第7条 委員会出席についての委員手当については、大阪府中小企業団体中央会が定めるものを準用するものとする。

（規程の改廃）

第8条 本規程は、地域運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

（附則）

- 1 平成23年5月30日 制定施行